

特定複合観光施設区域整備推進室 非常勤職員募集要項

1. 採用内容

- (1) 採用予定人数 : 1名程度
- (2) 採用予定日 : 平成30年12月1日(月)以降
※ 詳細については、相談の上決定

2. 業務内容

「特定複合観光施設区域整備法」の施行等に関する専門的事項の企画・立案・調査・分析。特に、都道府県等と事業者の契約のガイドラインの策定等に関する業務。

3. 応募資格

大卒以上の学歴(又は同等以上の学力)を有する者であって、PFIや官民間の契約について専門的知識及び経験を有すること。

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予めご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ・ 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、国家公務員法第109条から第112条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 志望動機(A4用紙1~2枚程度、記載形式自由)
 - ② 履歴書 1通
 - ・ 書式自由
 - ・ カラー写真(6ヶ月以内に撮影したもの)貼付
 - ・ 職務経歴(期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等)を記載
 - ・ 日中確実に連絡がつく連絡先(電話番号、メールアドレス等)を必ず明記
 - ③ 最終学歴を証明できるものの写し(卒業証書等。写しで可。) 1通
- ※ 応募書類は返却いたしません。(責任廃棄)

- (2) 書類提出先及び問い合わせ先
〒100-8968

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング12階 特定複合観光施設区域整備推進室
電話 03-6205-7170 (直通) 担当：齋藤

(3) 応募締切

平成30年11月5日(月) 12:00必着

5. 選考方法

選考委員により、以下の方法で選考を行います。

① 1次選考 書類審査

※ 書類審査結果の通知は、11月5日(月)頃を予定しています。

② 2次選考 面接審査

- ・11月6日(火)から9日(金)の間を予定しています(所要20分程度)。
- ・書類審査(1次選考)の合格連絡の際、面接(2次選考)の日時を調整させていただきます。
- ・場所は霞が関ビル内会議室を予定しています。

6. 勤務条件

① 勤務地 : 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル

② 勤務時間等 : 週5日 1日5時間45分

(10:00~12:00、13:30~17:15)

土・日・祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)は休み

③ 任期 : 採用日から2年間

④ 給与等 : 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に基づき、学歴、就職後の経験年数等を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して支給

※ 賞与・昇給はありません。

※ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険については、適用の対象となる場合があります。

※ 年次有給休暇は、6ヶ月後の次の1年間分として、10日付与(全勤務日の8割以上勤務した場合)

7. 留意事項

採用後、当該非常勤職員の現に所属するか、又は、過去2年間に属していた事業者等については、当該非常勤職員が妥当性評価及び助言等行う調達案件には入札できませんので、予めご了承ください。